

三郷市景観計画の届出状況等

1. 4月からの届出件数と審議会案件について

（2月23日現在）

件数	届出全体	勧告又は命令 （条例第18条関係）	勧告又は命令の適用除外 （条例第20条関係）
事前協議	345件	0件	0件
法定届出	332件		
完了届出	88件		

∴ 届出に関し審議会に諮る案件はありません。

（勧告又は命令）
 第18条 市長は、法第16条第3項に規定する勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令（以下「勧告又は命令」をいう。）を行うときは、三郷市景観審議会の意見を聴くものとする。

（勧告又は命令の適用除外）
 第20条 市長は、埼玉県景観条例（平成元年埼玉県条例第42号）第13条第1項の規定に基づき、大規模行為景観形成基準に適合している旨の通知を交付された建築物又は工作物が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、法第16条第3項並びに法第17条第1項及び第5項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、あらかじめ三郷市景観審議会の意見を聴くものとする。

(1) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる色彩の変更で、変更前と同等の色彩を従前の位置で使用する行為

(2) 正当な理由により行う行為

2. 受付件数及び処理期間の推移（2月23日現在）

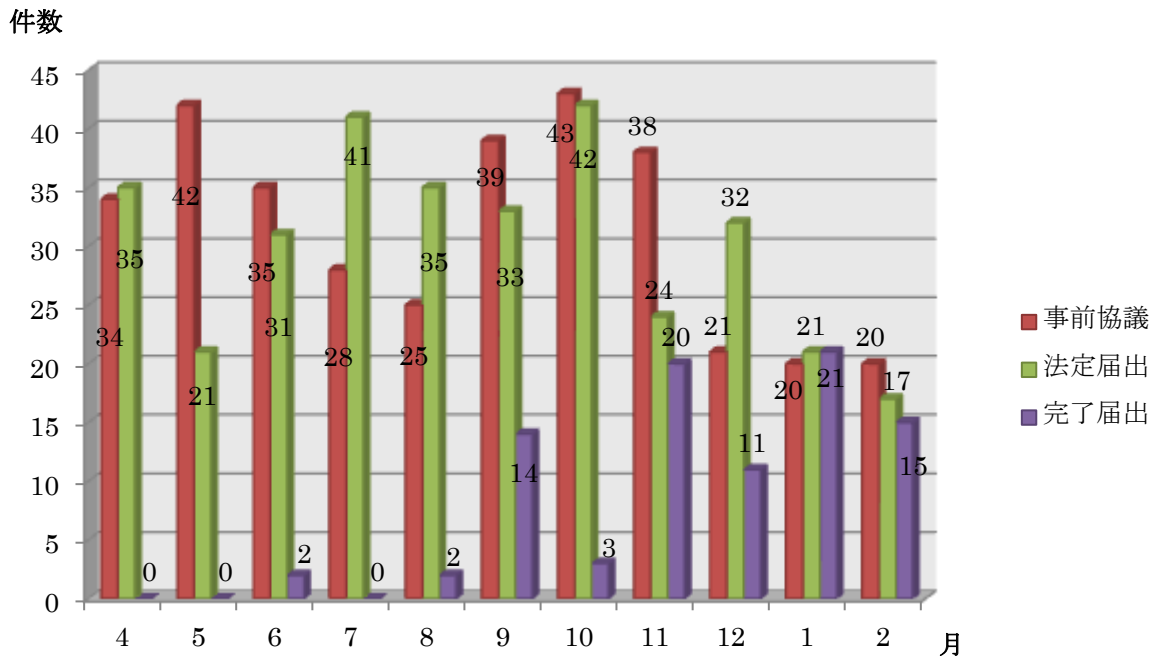
①届出全体件数

月別受付件数

月	事前協議	法定届出	完了届出
4	34 (25)	35 (27)	—
5	42 (32)	21 (15)	—
6	35 (22)	31 (24)	2 (0)
7	28 (24)	41 (32)	—
8	25 (23)	35 (30)	2 (1)
9	39 (30)	33 (30)	14 (9)
10	43 (34)	42 (38)	3 (3)
11	38 (30)	24 (13)	20 (17)
12	21 (13)	32 (23)	11 (9)
1	20 (13)	21 (17)	21 (18)
2	20 (14)	17 (12)	15 (12)
計	345 (260)	332 (261)	88 (69)

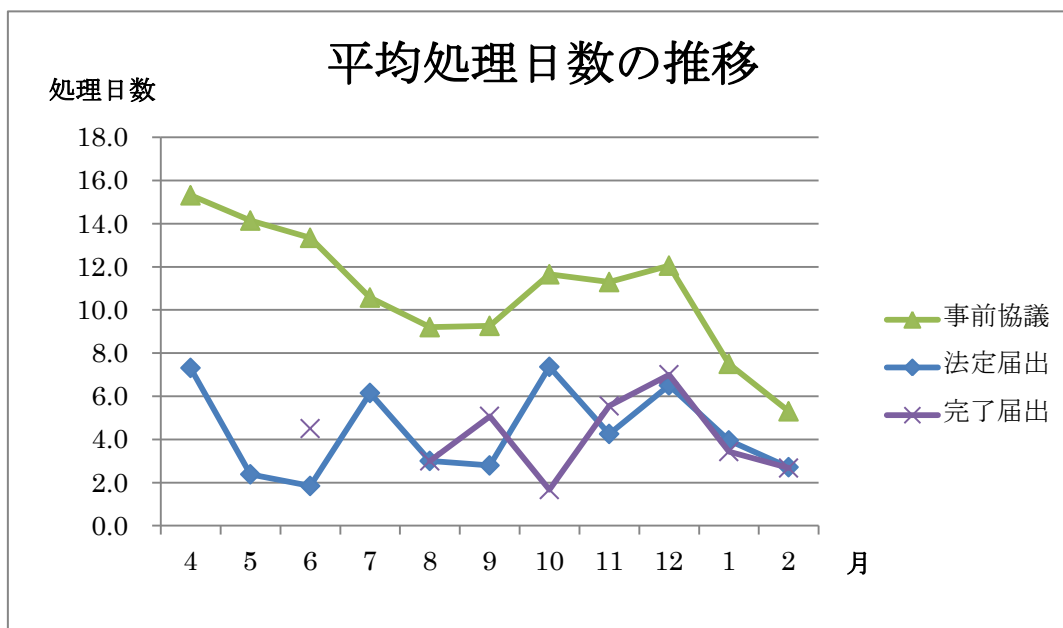
※カッコ内は戸建住宅の件数

受付件数の推移



月別平均処理期間

月	事前協議	法定届出	完了届出
4	15.3	7.3	
5	14.1	2.4	
6	13.3	1.8	4.5
7	10.6	6.2	
8	9.2	3.0	3.0
9	9.3	2.8	5.1
10	11.7	7.4	1.7
11	11.3	4.3	5.6
12	12.1	6.5	7.0
1	7.5	4.0	3.4
2	5.3	2.7	2.7



3. 景観アドバイザーによる審査について

審査依頼件数と指導結果

審査依頼件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
件数	0	3	1	2	0	2	0	0	0	2	2	12

審査内容と結果

	用途・規模・場所	アドバイザーの助言を受けて行った主な指導内容	指導結果
⑨	倉庫 地上6階建て 高さ36.66m 三郷インター南部地区 重点地区 内・外	・溜まり空間の確保を求める。	・安全上の問題から溜まり空間の確保は行わないこととなった。
		・道路に近い駐車場部分への緑化ブロックの敷設を求める。	・耐荷重を考慮するとトラック待機場には敷設できないが、乗用車駐車場には敷設する。
		・外観の美しさが長期にわたって維持されるように、壁面の色彩(白色)の明度を下げるか、対汚染性に優れた色材の使用を求める。	・明度を下げることができないが、対汚染性に優れた色材を使用する。
⑩	倉庫 地上5階建て 高さ35.789m 三郷インター南部地区 重点地区 内・外	・溜まり空間の確保を求める。	・安全上の問題から溜まり空間の確保は行わないこととなった。
		・道路に近い駐車場部分への緑化ブロックの敷設を求める。	・道路から奥まった部分の緑化ブロックを道路に近い部分へ移設する。
		・外観の美しさが長期にわたって維持されるように、壁面の色彩(白色)の明度を下げたり、対汚染性に優れた色材の使用を求める。	・明度を下げることができないが、対汚染性に優れた色材を使用する。
⑪	物品販売業を営む店舗 地上1階建て 高さ9.55m 三郷中央地区 重点地区 内・外	・設備機器類の目隠し壁の色彩を建築物本体の外壁色(10YR8/3)と同色とするか、再生木ルーバーなど自然な印象の目隠し壁とするか、垂直面緑化を求める。	・建築物本体の外壁色と同色(10YR8/3)とする。
		・駐車場遮蔽のために高木の配置を求める。	・高木は配置できないが、中木を配置する。

		・外部から望見しやすい場所にシンボルツリーの配置を求める。	・外部から望見しやすい場所にシンボルツリーを配置する。
⑫	物品販売業を営む店舗 地上3階建て 高さ16.125m 三郷中央地区 重点地区 内・外	・フェンスの色彩をダークブラウンなどの低明度・低彩度色とするように求める。	・フェンスの色彩をダークブラウンとする。
		・道路沿いの駐車舗装面に芝生・緑化用ブロック等の敷設を求める。 ・駐車場遮蔽のために中木本数を増やすよう求める。	・利用者のことを考慮すると、芝生・緑化用ブロック等の敷設はできないが、・中木本数を9本から14本に増やし、駐車場を見えにくくする。
		・独立広告塔の地色（N9）を建築物の壁面と同色（2.5Y9/1）とするよう求める。	・他店舗共通の色であるため、変更できない。

4. 色彩基準に適合しない屋根材の使用について

(におどり公園ステージ設置工事 市みどり公園課)

三郷中央駅西側に位置する「におどり公園」内に、市の公共施設としてステージを設置する工事を行っており、平成24年3月に竣工の予定です。

そのステージの屋根材について、下記の理由により、景観形成基準（色彩基準）に適合しない屋根材（テント材）を使用することを報告します。

記

(1) テント材の素材、色彩について

素材：不燃テント材に酸化チタン光触媒加工を施したもの

色彩：N9.5

（屋根の色彩基準は「N2～N6」のため、テント材の色彩は基準外）

(2) 景観形成基準に適合しないテント材を使用する理由

- ・ステージの屋根材は、見た目の良さや低予算化を図るため、テント材とする。
- ・ステージ設置箇所は防火地域のため、テント材は不燃材料に限定される。
- ・テント材は、N1 帝人商事(株)の不燃テント材に酸化チタン光触媒加工を施したものとす。
- ・このテント材は、非常に高い防汚性能を備え、かつ張替等のメンテナンス費用を軽減できる。
- ・このテント材は、採用実績も豊富で、東京ドーム、幕張メッセ、横浜駅、その他公共運動施設の屋根材に使用されるなど、信頼性が高い。
- ・国土交通省の建築材料及び不燃材料の認定を取得しているテント材は、他メーカーも含めてホワイト（N9以上）のみである。
- ・光触媒加工を施したテント材と、一般的なフッ素加工のみのテント材の経済比較では、光触媒加工の方が約4%割高であるが、高い防汚性能によりメンテナンス費用を軽減できることから、光触媒加工を施したテント材を使用することで、経済的メリットがある。

※以上により、このステージの設置工事が公共事業であり、最小の費用で最大の効果を得なければならないこと。また、長期に渡って利用される設備であることから、今後発生する張替等の維持管理費用の低減を重要事項ととらえ検討した結果、上記のテント材の仕様が最適と考えられる。

●におどり公園ステージ イメージパース

